課外活動における活動指針について

体育系団体

	行動指針レベル 1.5	行動指針レベル 2	行動指針レベル 1
	(6/18~8/26)	$(8/27 \sim 9/30)$	(11/8~)
1.試合·練習試	なし	試合日前日から3日以内に	・コロナ感染拡大防止の活
合条件		PCR 検査を受けて陰性が	動指針の徹底
		確認されていること	・ワクチン接種を2回行っ
			ている、もしくは PCR 検
			査の陰性 (証明)
			・必ず指導者(監督、コー
			チが帯同又は緊急連絡網
			等の提示
			・参加者名簿の提出
2.県外での試	全国レベルの大会に加え,	原則禁止	緊急事態宣言・まん延防止
合	団体にとって重要だと思	インカレ・日本選手権等の	等措置地域に指定されて
	われる大会への参加につ	全国レベルの大会につい	いない場合は, 下記を条件
	いて審査する	ては個別に審査する	に審査する
	・主催者の感染防止ガイド	・主催者の感染防止ガイド	・主催者の感染防止ガイド
	ラインの提示	ラインの提示	ラインの提示
	・試合参加団体が適切な感	・試合参加団体が適切な感	・試合参加団体が適切な感
	染防止対策の実施	染防止対策の実施	染防止対策の実施
	・宿泊を伴う場合、顧問・	・宿泊を伴う場合,顧問・	・宿泊を伴う場合,顧問・
	指導者等の同行	指導者等の同行	指導者等の同行又は緊急
	・大会中の行動記録・健康	・大会中の行動記録・健康	連絡網等の提示
	観察の実施	観察の実施	・大会中の行動記録・健康
			観察の実施
			緊急事態宣言・まん延防止
			等措置地域に指定されて
			いる場合,全国レベルの大
			会であれば個別に審査す
			3
3.県内での試	全国レベルの大会に加え,	原則禁止	緊急事態宣言・まん延防止
合	団体にとって重要だと思	インカレ・日本選手権等の	等措置地域に指定されて
	われる大会への参加につ	全国レベルの大会につい	いない場合は、下記を条件

	いて審査する	ては個別に審査する	に審査する
	・主催者の感染防止ガイド ラインの提示 ・試合参加団体が適切な感 染防止対策の実施 ・大会中の行動記録・健康 観察の実施	・主催者の感染防止ガイドラインの提示 ・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合は不可とする。 ・大会中の行動記録・健康	・主催者の感染防止ガイド ラインの提示 ・試合参加団体が適切な感 染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合,顧問・ 指導者等の同行又は緊急 連絡網等の提示 ・大会中の行動記録・健康 観察の実施
			緊急事態宣言・まん延防止 等措置地域に指定されて いる場合、全国レベルの大 会であれば個別に審査す る
4.学内におけ	禁止	禁止	個別に審査
る他大学との			・対象大学の感染防止対策 の提示
HPV LI			・参加者リストの提出
5.大学生以外 との試合	禁止	禁止	個別に審査 ・大会主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・対戦相手の感染防止対策 の提出 ・対戦相手のリスト
6.他大学等と	禁止	禁止	個別に審査
の合同活動			・対象大学等の感染防止対 策の提示 ・参加者リストの提出
7.合宿	禁止	禁止	禁止
8.課外活動時間	21 時まで	20 時まで	21 時まで
9.課外活動場	・原則学内施設	・原則大学内施設	・原則学内施設
所	・学外施設利用可	・県外は原則禁止	・学外施設利用可
	利用施設のガイドライ ンの則っていること	・県内の宿泊を伴う活動は 原則不可	利用施設のガイドライ ンの則っていること
	他団体の利用状況の説	F. 1 EVW	他団体の利用状況の説

	明		明
10.東広島と霞	禁止	禁止	許可
地区を跨ぐ活			
動			

文化系団体(音楽系を含む)

			行動指針レベル 1
	(6/18~8/26)	$(8/27 \sim 9/30)$	(11/8~)
1.県外での活	全国レベルの大会に加え、	原則禁止	緊急事態宣言・まん延防止
動	 団体にとって重要だと思	 全国レベルの大会につい	等措置地域に指定されて
	われる大会への参加につ	 ては個別に審査する	いない場合は、下記を条件
	いて審査する		に審査する
		・主催者の感染防止ガイド	
	・主催者の感染防止ガイド	ラインの提示	・主催者の感染防止ガイド
	ラインの提示	・参加団体が適切な感染防	ラインの提示
	・参加団体が適切な感染防	止対策の実施	・参加団体が適切な感染防
	止対策の実施	・宿泊を伴う場合,顧問・	止対策の実施
	・宿泊を伴う場合,顧問・	指導者等の同行	・宿泊を伴う場合,顧問・
	指導者等の同行	・大会中の行動記録・健康	指導者等の同行又は緊急
	・大会中の行動記録・健康	観察の実施	連絡網等の提示
	観察の実施		・大会中の行動記録・健康
			観察の実施
			緊急事態宣言・まん延防止
			等措置地域に指定されて
			いる場合,全国レベルの大
			会であれば個別に審査す
			3
0 12 1 1 2 1	A 17	T 11 ++ 1	ET A
2.県内での活	全国レベルの大会に加え、	原則禁止	緊急事態宣言・まん延防止
動	団体にとって重要だと思	全国レベルの大会につい	等措置地域に指定されて
	われる大会への参加につ	ては個別に審査する	いない場合は、下記を条件
	いて審査する	- 予院老の咸池界エギノド	に審査する
	、子院老の咸池歴』ぶりで	・主催者の感染防止ガイド	. 子倪老の咸池吐しギノド
	・主催者の感染防止ガイド	ラインの提示・参加団体が適切な感染性	・主催者の感染防止ガイド
	ラインの提示・参加団体が適切な感染性	・参加団体が適切な感染防	ラインの提示・参加団体が適切な感効性
	・参加団体が適切な感染防	止対策の実施	・参加団体が適切な感染防

	止対策の実施 ・大会中の行動記録・健康 観察の実施	・宿泊を伴う場合は不可と する。 ・大会中の行動記録・健康 観察の実施	止対策の実施 ・宿泊を伴う場合,顧問・ 指導者等の同行又は緊急 連絡網等の提示 ・大会中の行動記録・健康 観察の実施 緊急事態宣言・まん延防止 等措置地域に指定されて いる場合,全国レベルの大 会であれば個別に審査す る
3.学内外における他大学との合同活動	禁止	禁止	個別に審査 ・対象大学の感染防止対策 の提示
4.合宿	禁止	禁止	禁止
5.課外活動時間	21 時まで	20 時まで	21 時まで
6.使用する部 屋の人数制限	別途規定(初回版)	別途規定(初回版)	別途規定(2021/10/1 版)
7.東広島と霞 地区を跨ぐ活 動	禁止	禁止	許可
8.観客を入れる演奏会	禁止	禁止	学外の場合 ・広島県対処方針(10/11 改訂版)に従う。 ・入場者の記録を取ること 学内の場合 ・広島県対処方針(10/11 改訂版)に従う。 ・学外者は事前報告 ・入場者の記録を取ること
9.学外でのボ ランティア活 動	原則禁止 ・学外機関からの依頼があ った場合に、個別に審査	禁止	原則禁止 ・学外機関からの依頼があ った場合に,個別に審査

その他

	行動指針レベル 1.5	行動指針レベル 2	行動指針レベル 1
	(6/18~8/26)	$(8/27 \sim 9/30)$	(11/8~)
1.学外者への	禁止	禁止	許可
体育館、グラ			・学外者は事前報告
ンド等の貸出			・使用時の感染対策を義務
			付ける
2.教職員の体	禁止	禁止	許可
育館、グラン			・使用時の感染対策を義務
ド等の使用			付ける